

「富山県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）」素案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 条例素案の作成者

自由民主党富山県議会議員会

歯と口腔の健康づくり条例（仮称）検討プロジェクトチーム（座長 五十嵐 務）

2 意見募集期間

平成 25 年 6 月 12 日（水）から 7 月 11 日（木）まで

3 意見募集方法

県議会ホームページ、県庁（議会事務局調査課、県民サロン、情報公開窓口）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館で閲覧

4 意見提出者数

4 人

【提出方法】

書面	電子メール	計
2 人	2 人	4 人

5 意見提出件数

8 件

【提出内容】

内容	件数
・歯と口腔の健康づくりの重要性に関するもの	2 件
・関係者の連携等に関するもの	1 件
・条例に基づく施策に関するもの	2 件
・県の実態調査、基本計画策定、財政上の措置等に関するもの	3 件
計	8 件

6 意見の概要及び意見に対する条例素案作成者の考え方

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係条文
1	歯のみでなく口腔に視点を広げていることを評価する。条例素案の概要と同じように、条例本文にも、「からだ全体の健康を保持するためには、口腔ケアが大変重要であることが明らかになってきた」旨の記述があればよい。	ご指摘のとおり、全身の健康に口腔機能が重要な役割を果たすことから、前文において、「歯と口腔の健康は、県民が生涯にわたって健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている」としたものです。	前文
2	基本理念について、第2条第1号にある県民の歯と口腔の健康づくりの重要性の認識は、成人歯科検診の重要性こそ強調されるべき。 第2条第2号では、ライフステージの口腔の特性に応じた必要な歯科保健医療サービスを提供できる環境整備が必要としていることを評価する。	条例素案では、歯と口腔の健康づくりの目標や考え方を簡潔にまとめ、基本理念として規定しております。 今後、県が策定する基本計画において対策が具体化されるよう議会として求めていきます。	第2条
3	高齢者や障害者で自己管理が難しい人には、家族の意識的な口腔ケアが大切だが、気付かずに放置されることが少なくない。それによって病気になり、命に関わる事態へ発展することも考えられる。県、市町村、歯科医師会等の関係者が連携し、事業を推進すべき。	障害者や介護を必要とする高齢者など、歯科検診や歯科医療を受けることが困難な方に対する環境整備として、県が在宅歯科医療等に関する施策を講ずること（第10条第9号）を明記したところです。 また、関係者の連携協力については、 ・県の責務として、国や市町村との連携（第3条第1項）、 ・市町村の責務として、県の施策と相まった施策の推進（第4条）、 ・歯科医師等の役割として、医師等との連携、県や市町村の施策への協力（第6条）を規定するとともに、教育関係者、医療保険者、事業者も含め、関係者が「相互に連携を図りながら協力するよう努める（第9条）」こととしております。	第9条、第10条ほか
4	嚥下機能の維持・回復は、誤嚥性肺炎を予防すること等から、第10条第7号の「嚙む機能の強化等」を「咀嚼・嚥下機能の強化等」とすべき。	「嚙む機能の強化等」は、摂食機能や嚥下機能の強化などを含むものとして規定しております。	第10条第7号
5	介護保険の事業には、歯科医師の口腔診査や検診がないため、高齢者の歯科疾患が放置される懸念がある。介護予防の段階で歯科医師による検診等の歯科保健対策を取り入れてもらいたい。	歯科検診や歯科医療を受けることが困難な方に対する支援にしっかり対応するため、県が在宅歯科医療等に関する施策を講ずること（第10条第9号）を明記したところです。 今後、県が策定する基本計画において対策が具体化されるよう議会として求めていきます。	第10条第9号

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係 条文
6	<p>第11条の「調査等」を「調査・公表等」とし、県は、歯と口腔の健康づくりに関する実態の定期的な調査、歯科疾患に係るより効果的な予防・医療に関する調査を実施した後、速やかにその調査結果を公表するよう規定すべき。</p>	<p>実質的な歯科保健医療サービスの提供主体となる市町村、歯科医師等に対する県の責務として、「情報の提供、技術的な助言などの必要な支援を行う（第3条第2項）」こととしております。</p> <p>また、県が歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集や提供、知識の普及啓発に関する施策を講ずること（第10条第2号）を明記したところです。</p>	第11条 ほか
7	<p>歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（基本計画）が示されなければ掛け声だけで終わりかねない。基本計画が速やかに策定されるよう「基本計画の策定は、条例が制定された後、■年以内に行われなければならない。」等の期限を明記すべき。</p>	<p>自民党議員会では、知事に対して、条例を十分勘案して、新しい歯科口腔保健に関する計画の策定や、今後の予算編成等に当たるよう申入れを行いました（平成25年6月12日「歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）に基づく施策の積極的な推進に関する要望」）。</p> <p>今後、基本計画の策定・進行管理が適切に行われるよう議会として求めています。</p>	第12条
8	<p>具体的な施策は、今後策定される基本計画に沿って実施されるが、そのための経済的裏付けが必要である。県の財政上の措置等の努力義務を明記したことを評価する。</p>	<p>県は、その役割に応じた予算措置に努める必要があることから、必要な予算措置がなされるよう議会として求めています。</p>	第14条